

青森県報

第二千二百二十五号

平成十五年
九月十二日
(金曜日)

目次

告 示

- 家畜伝染病の発生……………(畜産課)…一
- 漁船保険付保義務の消滅……………(農林水産事務所)…一
- 漁船保険付保義務の発生……………(同)…一
- 大規模小売店舗の新設に関する届出……………(経営振興課)…二
- 公安委員会……………(生活安全課)…三
- 型式の検定適合遊技機……………(同)…三

告 示

青森県告示第五百九十号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成十五年九月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患者、疑似患者	頭数	発生場所又は区域	年月日
ヨ一ネ病	牛	患者	一	十和田市	平成十五年九月十二日

青森県告示第五百九十一号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十三条の二第一項第一号の規定により、次の加入区においては、平成十五年九月十二日をもって指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第二項の規定により公示する。

平成十五年九月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

加入区	加入区名称
階上	

青森県告示第五百九十二号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があったと認めためたので、同法第百十二条の二第三項の規定により公示する。

平成十五年九月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名	加入区名称
三戸郡階上町大字道仏字小舟渡五五番地一 長根 繁	階上
三戸郡階上町大字道仏字鹿倉九四番地一 畑中 清二	
三戸郡階上町大字道仏字沢前戸三八番地二 小西 博美	

公 告

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年九月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
マエダストア大間店
下北郡大間町大字大間字奥戸上町一九の一外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社マエダ
むつ市小川町二丁目四の八
代表取締役 前田恵三
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社マエダ
むつ市小川町二丁目四の八
代表取締役 前田恵三
- 四 大規模小売店舗の新設をする日
平成十六年四月二十三日
- 五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
一、五九三平方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - 1 駐車場の位置及び収容台数
九七台（位置は、届出書添付図面のとおり）
 - 2 駐輪場の位置及び収容台数
四八台（位置は、届出書添付図面のとおり）

3 荷さばき施設の位置及び面積

九一平方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

三五立方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前九時

閉店時刻 午後九時四十五分

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時四十五分から午後十時まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

三か所（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後八時まで

八 届出年月日

平成十五年八月二十二日

九 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所
青森県商工労働部経営振興課及び大間町役場2 期間
平成十五年九月十二日から平成十六年一月十二日まで3 時間
午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、大間町役場にあつては、その執務時間内とする。

十 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持

のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限
平成十六年一月十二日2 提出先
青森県商工労働部経営振興課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
 - (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
 - (三) 意見及びその理由
- 4 言語
- 意見書は、日本語により記載すること。

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第五十二号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第四項の規定に基づく検定申請に係る次の遊技機の型式について、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条の規定による技術上の規格に適合すると認めためたので、同規則第九条第一項の規定により告示する。

平成十五年九月十二日

青森県公安委員会委員長 櫛 引 利 貞

遊技機の種類	型 式 名	製造業者又は輸入業者名
ぱちんこ遊技機	CRびつくりマシーンSP	株式会社銀座
"	CRけるけるるっぴNK2	"
"	CRデカインカNH	"
"	CR忍者ハットリくんHT	株式会社大一商会
"	CRライオンハート SX	株式会社エース電研
"	ファイバーフレンズDX	株式会社三共

"	回胴式遊技機	ナコル株式会社
"	CR二天一流VX1	"
"	CR二天一流V1	"
"	CR二天一流XX1	"
"	CR二天一流X1	株式会社まさむら遊機
"	CRアラビアンドリームMX1	株式会社ニユーギン
"	エルドローラ7	ベルコ株式会社
"	エルドローラ7 30	"
"	ハイエナ	株式会社バルテック
"	ショウキンクビス	株式会社ネット
"	チバリヨオキナワS 30	"
"	スーパードラックジャックS7	"
"	カイズク	株式会社ダイドー

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
森 号
県号

(印刷所・販売人)
青森市古川一丁目一七番五
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭